

大伴古麻呂と藤原仲麻呂

鐘江 宏之

はじめに

大伴古麻呂は、八世紀中期に活躍した官人の一人である。彼の事績としては、天平勝宝四年（七五二）に遣唐使の一員として入唐した際の活躍が知られている。入唐期間中の唐の天宝十二載（七五三）の元日朝賀の際に、新羅からの入唐使と席次を争っており、また日本への帰路に、唐でも高名な僧侶であった鑑真を同船させて連れてきている¹⁾。この一連の華々しい業績を持ちながら、天平宝字元年（七五七）の橘奈良麻呂の変において奈良麻呂の一味に与して謀反を企てたことにより捕らえられ、拷問のうちに亡くなった。

この橘奈良麻呂の変の当時、光明皇太后・孝謙天皇の皇権を背景にして、皇太后の甥であり天皇の従兄弟である藤原仲麻呂が、独自に権力基盤を確立しつつあった。謀反の性格としては、橘奈良麻呂が藤原仲麻呂中心の政治構造を打破しようと企図した陰謀として考えられている。

こうした政争の渦中において、当時の貴族社会を考える上では、官人を仲麻呂派と奈良麻呂派というグルー

ブでとらえ、この二つが対立するような図式で取り扱われることが多い。本稿で焦点をあてたいと考えている大伴古麻呂も、これまでの研究動向の中では、奈良麻呂派の重要人物として位置づけられてきた。そのため、古麻呂の立場や官歴等に関しては、奈良麻呂派としての性格を読み取るために、仲麻呂との対立、仲麻呂による左遷といった見方で扱われている場合が多い。

しかし、当時の実際の人間関係を考えてみると、これまでの研究動向に多く見られたような二つの派閥の抗争としてとらえられる如き単純な構造ではないように思われる。仲麻呂による古麻呂への評価、また古麻呂自身からの仲麻呂の権力への考え方などについても、従来の見解では不十分に思われる点もある。また、時の実力者である仲麻呂による古麻呂への評価は、仲麻呂の政権構想にも関わってくる重要な問題であり、再検討に値するであろう。

古麻呂が橘奈良麻呂派とみられている論拠としては、主として次のような点を挙げることができる。

- ・ 橘諸兄や奈良麻呂の主催する宴に、大伴氏の複数の人物が出席しており、大伴氏が反仲麻呂派を構成する大きな勢力となっている。
- ・ 天平勝宝二年に遣唐使に任じられたが、これは仲麻呂による左遷人事である。
- ・ 天平勝宝九歳に起こった橘奈良麻呂の変よりも前から、奈良麻呂と何度かの謀議を行っている。
- ・ 橘奈良麻呂の変で、実際に反仲麻呂派の重要な役割を任されていた。

これらの点を根拠に、これまでは、古麻呂が当初から奈良麻呂を中心とする反仲麻呂派であったと考えられてきている。しかし、当初から反仲麻呂派であったかどうかについては、なお再考を要する点が多いように思われる。

本稿では、大伴古麻呂を中心に、彼と大伴家持・橘奈良麻呂・藤原仲麻呂といった鍵になる人物との関係を詳細に検討することを通して、古麻呂に対する仲麻呂の評価や古麻呂の行動の過程を再考していきたい。そして、橘奈良麻呂の変までの過程における大伴古麻呂の立場と、専制権力を確立しつつある時期の藤原仲麻呂との関係についてあらためてまとめてみることにしたい。

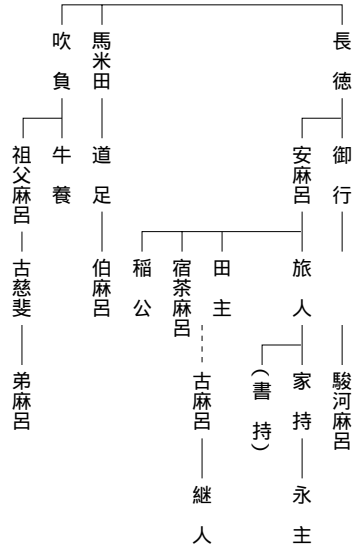
一 大伴氏内部における古麻呂の位置づけ 大伴家持との関係

大伴古麻呂の立場を考察するにあたって、当時の一族内における彼の位置づけについて、まず最初にまとめておくことにしたい。古麻呂の父が誰なのかは不明で、大伴氏の中での親族関係を知ることができる唯一の史料が、次に掲げるものである。

天平二年庚午夏六月、帥大伴卿、忽生^レ瘡脚^一、疾苦枕席。因^レ此馳^レ上奏、望^レ請庶弟^レ稻公・姪^レ胡麻呂欲^レ語^レ遺言^一者、勅、右兵庫助大伴宿禰稻公、治部少丞大伴宿禰胡麻呂兩人、給^レ駅發遣、令^レ省^レ卿病^一。
(後略)

天平二年（七三〇）に大宰帥にあつた大伴旅人の病氣を見舞うため、彼の弟の大伴稻公と「姪」の大伴胡麻呂が派遣された。この「胡麻呂」は古麻呂のことである。当時における「姪」の表記は、兄弟の子である以外に、従兄弟の子を指す場合もあり得るが、ここでは旅人の遺言を知らせるために集められた親族として、より近い血縁者を考えるべきであろうから、兄弟の子の範囲で考えた方がよいであろう。現代でいう甥に相当するとみられる。旅人の兄弟としては、田主・宿奈麻呂・稻公が知られているが、稻公はこの場にやって来ており、

大伴氏系図



田主・宿奈麻呂が来られなかったために、そのどちらの子である古麻呂が派遣されたと考えるのが、穩当なところであろう。旅人は、大伴氏の長としての位置にあり、その嫡子の家持はこの時、旅人に従って大宰府の地に来ていたが、旅人の後に大伴氏を中心となっていくことが期待されたはずである。古麻呂は家持の従兄弟にあたることになり、同世代の者として、この後に政界でも活躍していくことになった。

の昇叙である。神龜五年（七二八）三月から、六位から五位への昇叙に関して、内・外階制が設定されているが⁵、二人はともにも外五位を経ないで従五位下に進んでおり、内階コースでの昇叙ということになる。内階コースは、一部の門閥貴族や政治指導者として期待されたエリートが昇進するコースであり、二人はともにもそのような扱いを受けて貴族社会に迎えられたことになる。同じ大伴宿禰氏の中でも、同日の叙位で大伴名負は外階コースにまわされており⁶、また、旅人と同世代で、壬申の乱で活躍した大伴吹負の孫にあたる古慈斐も、天平九年（七三七）に外階コースにまわされている⁷。こうした点からすれば、家持と古麻呂は、どちらも大伴氏を中心となるべき家柄に生まれた従兄弟どつしであつたといつことができるだろう。

しかし、同時に従五位下に叙されたこの二人は、その後の昇叙の過程では差がついてゆくことになる。その

表 橘奈良麻呂の変までの大伴家持と大伴古麻呂

西暦	年	月 日	大 伴 家 持			大 伴 古 麻 呂		
			位 階	官 職	その他	位 階	官 職	その他
730	天平2年	6月					(治部少丞)	
738	天平10年	4月					(兵部大丞)	
		10月7日		(内舎人)				
745	天平17年	正月7日	従五位下			従五位下		
746	天平18年	3月10日		宮内少輔				
		6月21日		越中守				
747	天平19年	4月			越中国正税帳使			
749	天平21年	4月1日	従五位上					
	天平勝宝元年	8月10日					左少弁	
750	天平勝宝2年	9月24日						遣唐副使
751	天平勝宝3年	正月25日				従五位上		
		8月5日			越中国大帳使			
		10月		(少納言)				
752	天平勝宝4年	閏3月9日				従四位上		発遣に際しての叙位
754	天平勝宝6年	正月16日						帰朝
		4月5日		兵部少輔		正四位下	左大弁	
		7月20日						太皇太后喪葬造山司
		11月1日			山陰道巡察使			
756	天平勝宝8歳	5月2日						聖武太上天皇御惱平癒 伊勢奉幣使
		5月3日						聖武太上天皇喪葬山作 司
		12月30日						講梵網経山階寺使
757	天平勝宝9歳	6月16日		兵部大輔				兼陸奥鎮守將軍兼陸奥 按察使
		7月4日						謀反嫌疑にて杖下に死 す
	天平宝字元年	12月18日		(右中弁)				
758	天平宝字2年	6月16日		因幡守				

()はその時点で見任として知られる官職

昇叙の過程は、表に示した通りであるが、天平勝宝二年（七五〇）に遣唐副使に任じられた古麻呂が、その任命や帰還にあたったの叙位によって、家持に先行し差をつけていくことになった。古麻呂が正四位下に叙された時点で、旅人の嫡子として大伴氏の長となるべき血筋にあつた家持よりも、古麻呂のほうが五階も上に位置することになったのである。

この昇進によつて位階の差が生じたことが、二人の關係に影響を与えた可能性があるだろう。大伴氏の中心となるべき宿命を自覚する家持に比して、従兄弟の古麻呂は位階の上では圧倒してしまっていることになる。周囲には、同世代での大伴氏の中心を、現に高位に昇っている古麻呂として考える者もいたのではないだろうか。このことは、奈良麻呂の変をめぐる古麻呂の位置づけを考察する上では、看過できないように思われる。古麻呂が大伴氏の中からの見方としても、さまざまな動向の中に、家持よりも古麻呂を中心として位置づいた藤原仲麻呂からの見方としても、さまざまな動向の中に、家持よりも古麻呂を同土として反仲麻呂けていくような様相を見出すことができるように思われる。また、橋奈良麻呂が古麻呂を同土として反仲麻呂集団を形成していった動きにおいても、彼が家持よりも古麻呂に近づいたことは、このように古麻呂の昇叙が顕著であつた点と切り離すことはできないのではないだろうか。

こうした古麻呂への扱いによつて、家持と古麻呂との間に、従兄弟どうしであるにもかかわらず、いやむしる従兄弟どうしであるが故に、心情的に亀裂を生じることがあつたのかも知れない。この点は推測によらざるを得ないが、しかし、このように考えてみると、橋奈良麻呂の変をめぐる一連の動向をよく理解できるように思われる。すでに、古麻呂と家持の疎遠なことについては、北山茂夫氏も指摘しているが、それは家持と古麻呂の二人の間だけの人間関係にとどまらない。政界でも勢力を持つ大伴氏の中心が誰にあるのかという視点

に立てば、これは大伴氏内部の問題にとどまらず、政界全体に大きな影響を持つことになるはずである。橘奈良麻呂や藤原仲麻呂が大伴氏の中で誰に期待を寄せて働きかけようとするかは、政界の動向を左右する問題である。

二 大伴古麻呂の遣唐副使任命とその前後

天平勝宝二年（七五〇）九月に大伴古麻呂が遣唐副使に任命された際には、大使として藤原清河が任じられた。清河は藤原北家の生まれですでに参議の地位にあり、藤原氏としてはじめて遣唐大使に任じられた重責を担っている。このときの遣唐使については、鑑真の来朝が古麻呂の船への同乗によって達成されていることもあり、古麻呂が戒師招請の命を受けていた可能性のあることが、蔵中進氏によって指摘されている¹⁰。また、この遣唐使によって唐で文人の蕭穎士への招請が交渉されたことを指摘した東野治之氏は、翌天平勝宝三年（七五二）十一月にもう一人副使に任じられた吉備真備¹¹の役割についても、古麻呂への命と並立する形で真備に文人招請の命が与えられたと述べ、古麻呂の役割についての蔵中氏の説を補強している¹²。

遣唐使への任命を、中央政界から一時的に追い出すこととらえ、途上の遭難などで命を落とししまう可能性も高いことから、そのような形で政界から葬り去ることも視野に入れた左遷、あるいは追放とする考え方が¹³ある。しかし、戒師招請などの重要任務が今回の遣唐使の課題となっていることからすると、仲麻呂勢力による左遷といった評価では不十分であろう。副使には、大使に任じた清河を補佐して遣唐使としての重責を果たすことが期待されたのであり、古麻呂を副使に任じたのも、むしろ古麻呂が仲麻呂から評価されたという面

から考えていかなければならない。

また、この遣唐使に仲麻呂の息子である藤原刷雄が留学生として同行している点も注目される¹⁵⁾。『唐和上東征伝』の末尾には、鑑真が亡くなった際にその死を悼む漢詩が七首載せられているが、そのうちの一首が刷雄によるものである。岸俊男氏は、このことから刷雄と鑑真との親交を非常に密接なものと推測し、その契機を鑑真一行と帰国の苦難をともしたためではないかと指摘している¹⁶⁾。そうであれば、鑑真は古麻呂の船に乗船して来朝したのであるから¹⁶⁾、刷雄も古麻呂の船に同乗していた可能性が高いだろう。刷雄はこの遣唐使に随行する留学生として、往復ともに古麻呂の管理する第二船に乗船した可能性が考えられる。もちろん蓋然性が高いというところまでしか言及することはできないが、もし仲麻呂が息子を古麻呂の船に託したのであれば、古麻呂を左遷あるいは海外に追放したといった評価はできないだろう。

遣唐使として古麻呂が行ったさまざまな事績に対して、仲麻呂からの評価は決して低くはない。それは、帰国後に古麻呂が大きく昇叙され、また左少弁から左大弁へと昇進したことなどからみても顕著である。同じく遣唐副使の任を終えて帰国した吉備真備が、大宰大弐に任じられて中央政界から遠く離れることになったのは対照的に、中央での情報が多く集まる弁官の要職を、古麻呂が任されることになったのである。また仲麻呂は、来日後の鑑真を非常なほどに厚遇している。唐を離れる直前に遣唐使一行がいったんあきらめかけた鑑真の同船を、大使の清河にも黙って強引に実現させてしまった古麻呂¹⁷⁾に対して、鑑真の来日が実現したことを喜ぶ仲麻呂は、おそらくその行動力を高く評価したのであろう。仲麻呂の政権構想にとって重要な人物として、大伴古麻呂が視野に入っていたと思われる。

この時期の古麻呂の意志をつかがう上でも、仲麻呂に反発するようすを積極的に見せていることが明らか

史料はない。古麻呂が遣唐使として出発する際の饗別の宴が、のちに橘奈良麻呂の変で処罰された大伴古慈斐の家で行われ、同じく奈良麻呂の変で処罰された多治比鷹主も出席していること¹⁸から、この宴を反仲麻呂勢力の結集とする見方があるが¹⁹、そのように理解する必要はない。当時から古慈斐や多治比鷹主と古麻呂との間に深い親交があったことがわかるのみであり、のちに古麻呂が反仲麻呂の方向へ動いた際に、彼らとのつながりが活かされたと理解することで十分であろう。

一方で、遣唐使としての重責を果たした後の古麻呂は、仲麻呂から評価されていくとともに、そのことによる昇叙などから、同じ大伴氏の中での家持との関係は微妙なものとなっていくただろう。うがつた見方をすれば、仲麻呂が家持と古麻呂の対立を作り出し、大伴氏内部の分裂・対立を意図的に演出しているかのようにも受け取れる。橘奈良麻呂の変が収束した後の人事で、大伴氏が排除されたわけではないこと、また大伴氏の中でも稲公が親仲麻呂派としての行動が見られること²⁰などからすると、仲麻呂に大伴氏を排除する意志はなく、自身を中心とした政権の中で、古麻呂を中心にして大伴氏の勢力を活かすという方向で構想していたように思われる。

三 橘奈良麻呂の動向と大伴古麻呂 大炊王の立太子まで

橘奈良麻呂の変の首謀者である奈良麻呂は、謀反が発覚して捕らえられることとなった天平勝宝九歳（七五七）より十二年も前の天平十七年（七四五）から、すでに何度かの謀反実行の計略をめぐらせていた。『続日本紀』における、奈良麻呂の変の関係者の自白記事から、その過程を描き出すことができる。この一連の過程

に関して、従来の研究では、ほぼ共通して、古麻呂は当初から奈良麻呂と同じ路線の反仲麻呂勢力として扱われてきている。しかし、先述したように、古麻呂と仲麻呂との関係、さらに古麻呂と奈良麻呂との関係については、再考すべき余地があるように思われる。ここでは、天平十七年から奈良麻呂が古麻呂とどのような関係を築いていったか、また古麻呂はそうした奈良麻呂の考え方に同調して反仲麻呂派として行動していたのかどうかという点について、検証していきたい。

天平十七年（七四五）九月に、聖武天皇が行幸先の難波宮で重病となり、その際に奈良麻呂が長屋王の息子である黄文王を擁立する準備をしていたことが知られる。

去天平十七年、先帝陛下行幸難波、寝膳乖官。于時、奈良麻呂謂全成曰、陛下枕席不安。殆至大漸。然猶無立皇嗣。恐有變乎。願率多治比國人・多治比犢養・小野東人、立黄文而為君、以答百姓之望。大伴・佐伯之族隨於此舉、前將無敵。方今天下憂苦、居宅無定。乘路哭叫、怨歎実多。縁是議謀。事可必成。相隨以否。全成答曰、全成先祖、清明佐時。全成雖愚、何失先迹。実雖事成、不_レ欲_レ相從。奈良麻呂云、見天下愁。而述所思耳。莫_レ善_レ他人。言畢辞去²¹。

これは、奈良麻呂が佐伯全成に対して決起への参加を誘ったことを、奈良麻呂の変後に全成が政府からの取り調べにおいて語った内容である。この記事によれば、黄文王を擁立する同士として、多治比國人・多治比犢養・小野東人を挙げており、この三人からはおそらくすでに同意が得られていたのである。これに加えて、武門の家からである大伴氏・佐伯氏の参加を欲していた奈良麻呂が全成に話を持ちかけたのであり、この時点では、大伴氏・佐伯氏ともに奈良麻呂の計画に参画している者はいないと考えておくべきだろう。これまでの研究では、たとえば木本好信氏が、このころから古麻呂を中心に、大伴氏内部でも藤原豊成・藤原仲麻呂らの

打倒の策謀があつたとする見解を述べているが²²、あまりそのような動きを見出だすことはできない。何年も後の古麻呂の行動から遡らせて考えることには、やはり慎重でなければならぬだろう。

その後、天平感宝元年（七四九）閏五月に聖武天皇が退位し、七月に阿倍内親王が即位すると、奈良麻呂は再度、決起を計画し、その時にも佐伯全成に話を持ちかけている。

厥後、大嘗之歳、奈良麻呂云、前歳所^レ語之事、今時欲^レ発。如何。全成答曰、朝廷賜^レ全成高爵重禄。何敢違^レ天発^レ惡逆事^一。是言前歳已忘。何更発耶。奈良麻呂云、汝与^レ吾同心之友也。由^レ此談説。願莫^レ導

他²³

これもまた、先と同様に奈良麻呂の変後の全成への取り調べの記録であるが、奈良麻呂の計画内容については、四年前のものとそう変わらないようである。

天平勝宝四年（七五二）十一月には、橘諸兄邸で聖武太上天皇を迎えての肆宴が行われたが²⁴、同じころ藤原仲麻呂邸では、光明皇太后と孝謙天皇の行幸を迎えている²⁵。このことに象徴されるように、仲麻呂が光明皇太后と孝謙天皇をよりどころとして権力の確立を図っていたのに対して、橘諸兄は聖武太上天皇との關係を保持しながら、仲麻呂に対抗する手段を模索していたようである²⁶。すでに、奈良麻呂の陰謀の背後に、父である諸兄が積極的に反仲麻呂の流れを作ろうとしていたとする指摘があり、このときの諸兄邸での宴に家持が同席していたことをはじめとして、天平勝宝七歳（七五五）にかけて諸兄や奈良麻呂が主催する宴においては、反仲麻呂派の官人たちが多く集まり、その席では謀議も行われたであろうと推測されている²⁷。

『万葉集』に見られる一連の宴席への参加状況からみて、家持はこうした諸兄の動きに呼応しているようであり²⁸、諸兄の行動を反仲麻呂勢力の結集を目指すものと読み取るならば、家持をはじめとして、大伴氏の

部がその中に加わっていたとみることができよう。しかし、そこに古麻呂の姿を見ることはできない。古麻呂は、遣唐使として天平勝宝四年（七五二）閏三月から同六年（七五四）正月にかけて入唐のため不在であり、諸兄や奈良麻呂に近づくことはできないはずなのはもちろんだが、その期間をのぞいても、前後の時期に諸兄や奈良麻呂に近づいた形跡を見出すことはできない。

この様相からみて、天平勝宝七歳までの期間は、家持は諸兄や奈良麻呂と多く交流の機会を持ったものの、古麻呂はそれとは違う指向を持っていた可能性がある。そして、まさにこの時期に、位階において古麻呂が家持を凌駕するようになっていたのである。古麻呂と家持との間には直接の交流の痕跡が見出だしたが、古麻呂が入唐する際に大伴古慈斐の家で開かれた送別の宴にさえ家持は顔を見せることなく、出席していた大伴村上と大伴清継の二人から、饒別に詠まれた歌を伝え誦してもらっているほどである³⁰。こつした点からみて、すでに古麻呂と家持の間がしつくりいかなくなっていったのではないかと推測される。先述したように、古麻呂の遣唐副使への任命は、仲麻呂から評価されての栄えある人事とみるべきであろう。たしかに危険を伴うことは周知の通りであるが、古麻呂が仲麻呂に反感を抱いていた様相も読み取れない。その一方で、仲麻呂と敵対する勢力の中心にいたのは橘諸兄・奈良麻呂の親子であり、家持はそちらに親近感を持っていたということなのだろう。

しかし、古麻呂が帰朝して左大弁として活躍するうちに、事態は新しい展開を迎える。天平勝宝七歳（七五五）十月に、聖武太上天皇が再び病気になる。翌月二十八日に橘奈良麻呂邸で開かれた宴において諸兄が暴言を口にしたことが、密告される事態となった³⁰。聖武太上天皇は穩便に済ませて諸兄をとがめなかったが、諸兄自身はそのことを知って、翌天平勝宝八歳（七五六）二月に致仕してしまう。諸兄との関係をここまで保持

してきた家持であったが、諸兄が政界の表舞台から退くことになり、この後に立場を微妙に変えていったように思われる。すなわち、家持が反仲麻呂派の集まりの中に見出せなくなっていくのである³¹。

この原因は、これまでよりも奈良麻呂の暗躍が激しくなってきたことにあるのではないだろうか。諸兄致仕から二か月後の四月には、奈良麻呂が反仲麻呂勢力の結集に努力していることがうかがわれるが³²、そこから古麻呂の名が見られるようになるのである。これまでの経緯からみて、奈良麻呂が古麻呂に積極的に働きかけたのを知って、家持は奈良麻呂と距離を置くようになっていったのではないかと推測される。諸兄は致仕した翌年の天平勝宝九歳（七五七）正月に亡くなってしまうが³³、諸兄の死とともに、家持は橘奈良麻呂を中心とした謀議からは身を引いたとみられる。諸兄が古麻呂をどう考えていたか、その評価は不明であるにしても、奈良麻呂が古麻呂を積極的に自陣営に取り込もうとした時点で、家持は、諸兄に対する関係とは違う形で、奈良麻呂との関係を消極的にしていったのではないだろうか。

奈良麻呂は、天平勝宝八歳（七五六）四月に、古麻呂と佐伯全成を引き合わせた。

又去年四月、全成齋_レ金入京。于_レ時、奈良麻呂語_レ全成_レ曰、相_レ見大伴古麻呂_レ以_レ否。全成答云、未_レ得_レ相見。是時、奈良麻呂云、願_レ与_レ汝欲_レ相_レ見古麻呂。共_レ至_レ弁官曹司、相見語話。良久、奈良麻呂云、聖体乖_レ宜、多_レ経_レ歳序。闕_レ看消息、不_レ過_レ一日。今天下乱、人心無_レ定。若有_レ他氏立_レ王者、吾族徒將滅亡。願_レ率_レ大伴・佐伯宿祢、立_レ黄文_レ而為_レ君、以_レ先_レ他氏、為_レ万世基。古麻呂曰、右大臣・大納言、是_レ両箇人、乘_レ勢握_レ權。汝雖_レ立_レ君、人豈合_レ從。願_レ勿_レ言_レ之。全成曰、此事無道。実雖_レ事成、豈得_レ明名。言畢歸去。奈良麻呂・古麻呂便留_レ彼曹。不_レ聞_レ後語_レ。³⁴

これも全成の自白記事であるが、奈良麻呂は、以前とかわらぬ黄文王を擁立しようとしていることがわかる。

古麻呂は奈良麻呂によるこの計画の実現性について、「汝、君を立つと雖も、人あに従ふべけんや」と否定的な見解を述べ、全成も同じく奈良麻呂に反対している。この時点では、古麻呂には積極的に奈良麻呂と謀議を行おうという意志は読み取れないだろう。この時点での古麻呂を、積極的に奈良麻呂派とみるべきではない。

天平勝宝八歳（七五六）五月二日に聖武太上天皇が亡くなり、遺詔によつて道祖王が立太子した³⁵。ちょうどこの直後の五月十日に大伴古慈斐と淡海三船が処分を受けたが³⁶、これは皇嗣問題に言及したりしたためであらう³⁷。その折りに、家持は「族に諭す歌」を作つて大伴一族に自重を求めている³⁸。家持が反仲麻呂派から離脱していったことについては、保身とする見解が主流であるが、奈良麻呂が積極的に古麻呂を陣営に引き込もうとしている状況下では、自らの立場を奈良麻呂との共闘ではない道に求めていったのであろう。このとき処分を受けた古慈斐は、古麻呂が入唐するにあつての饗別の宴を開いた間柄であり、古慈斐の処分に古麻呂が強く反発したことが考えられる。「族に諭す歌」は、同世代で一族の中心をともしに担う立場にありながら、自らが敢えて遠ざけてしまつた古麻呂へ宛てたように思われてならない。

天平勝宝九歳（七五七）になり、先述したように、正月には橘諸兄が没した³⁹。そして、勢いを得た仲麻呂勢力は、三月には皇太子道祖王をその地位から追い落としてしまふ⁴⁰。廃太子という事態の中で、四月四日には、孝謙天皇が群臣を召して次の皇太子候補を推挙させる機会を設けた。

天皇召群臣問曰、当立誰王^上以為皇嗣^上。右大臣藤原朝臣豊成・中務卿藤原朝臣永手等言曰、道祖王兄塩焼王可立也。摂津大夫文室真人珍努・左大弁大伴宿祢古麻呂等言曰、池田王可立也。大納言藤原朝臣仲麻呂言曰、知臣者莫若君。知子者莫若父。唯奉天意所択者耳。勅曰、宗室中、舍人・新田部両親王、是尤長也。因茲、前者立道祖王。而不順勅教、遂縱淫志。然則可択舍人親王子中。

然船王者閨房不修。池田王者孝行有闕。塩焼王者太上天皇責以「無礼」。唯大炊王、雖未「長壯」不聞「過惡」。欲立「此王」。於「諸卿意」如何。於是右大臣已下奏曰、唯勅命是聽。先是、大納言仲麻呂招「大炊王」、居於田村第。是日、遣「内舍人藤原朝臣薩雄、中衛廿人」、迎「大炊王」、立為「皇太子」⁽⁴⁾。ここで意見を述べているのは議政官だけではない。この場に集められたのが議政官だけできなかったこと理由はわからないが、ともかく推挙の状況は次のように整理できる。

右大臣	藤原豊成	塩焼王
中務卿	藤原永手	塩焼王
撰津大夫	文室智努	池田王
左大弁	大伴古麻呂	池田王
紫微内相	藤原仲麻呂	大炊王

この場においては、仲麻呂は「天皇の意志のままに」と答えたのであるが、彼はすでに大炊王の身を保全してかくまい、万全の準備をして臨んだのであり、その上で孝謙天皇と仕組んだ「茶番劇」であったわけである。ここで意見を述べた五名に関しては、文室智努には元皇親の立場から、大伴古麻呂には反体制派からの意見をさぐるために参加させられたとする見解があるが⁽⁴²⁾、必ずしもそのように解釈する必要はないだろう。反体制派を召すならば、その中心である橘奈良麻呂の動きは仲麻呂も感づいていたであろうから、むしろ参議でもある奈良麻呂を召すべきで、今回のことは反体制派として古麻呂を指名したと考えるべきではない。この時点で古麻呂が確実に奈良麻呂と同調していたかどうかという点については、確証はない⁽⁴³⁾。

むしろ、古麻呂が推挙した人物が池田王であった点に注目するならば、古麻呂と奈良麻呂との間に、意見の

違いを見ることが出来る。奈良麻呂は、天平十七年（七四五）以降、謀議のたびに黄文王の擁立を考えてきたのであり、この時点で奈良麻呂と古麻呂の意見が一致していたならば、古麻呂も当然のように黄文王を推したはずである。このとき集められた群臣が、意見を述べた五人だけであつたとは限らず、沈黙していた者も他に多かつたかもしれない。黄文王の名が出ないことの理由については、まださまざまな可能性を考える余地があるが、いずれにしろ、池田王という人物は奈良麻呂が擁立を考える対象の範囲からはずれた人物であつた。そのことは、次に掲げる記事からも読み取れる。

去六月中、期会謀事^三度。始於^二奈良麻呂家^一、次於^二圖書藏^一、後於^二太政官院^一。其衆者安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比賴養・多治比礼麻呂・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄人。自余衆者、闇裏不^レ見^二其面^一。庭中礼^二拜天地四方^一、共歃^二塩汁^一、誓曰、將^下以^二七月二日^一闇頭、発^レ兵^一、内相宅、殺^レ劫、即^二囲^二大殿^一、退^中皇太子^上。次傾^二皇太后宮^一而取^二鈴璽^一。即^二召^二右大臣^一、將^レ使^二号令^一。然後廢^レ帝、簡^二四王^一中立^レ以為^レ君⁴⁴。

これは、謀反計画が発覚した段階でとらえられた小野東人の自白記事である。この中に見られる擁立対象として考えられていた「四王」とは、七月二日に謀反行動を戒められた塩焼王・安宿王・黄文王の三名⁴⁵と、七月三日に召し出されて光明皇太后の詔によって謀反行動を戒められた塩焼王・安宿王・黄文王の三名⁴⁶をあわせた四名と考えられる。この中に、池田王を入れることはできないだろう。古麻呂は、四月四日の新皇太子推挙の段階では、すでに奈良麻呂から執拗に誘われていながらも、まだ奈良麻呂とは一線を画していた可能性が高い。

四 橘奈良麻呂の変における大伴古麻呂と藤原仲麻呂

前節において、四月四日の新皇太子推挙の時点までは、古麻呂が奈良麻呂と同一歩調とは言い難いことを述べた。しかし、即日のうちに大炊王の立太子が実現してしまうと、まじめに池田王を推挙したのである古麻呂を含め、多くの官人たちがこの仕組まれた馬鹿馬鹿しい手続きに憤慨したであろうことは、想像に難くない。古麻呂が反仲麻呂という意見の一致によって奈良麻呂と共闘への道を進んでいくのは、おそらくこの立太子事件が大きな契機となっているだろう。多くの官人の反感をかったはずの仲麻呂は、五月二十日になると紫微内相という官職を作り出して、「令掌内外諸兵事」と命じた詔によって、政府の軍事力を支配下におこうとするのである⁴⁷。それだけでなく、六月九日には勅五条を制して、反対派の集会や、馬や武器の貯蓄と帯同、さらに京内での騎馬による集団行動を禁じている⁴⁸。もはや、反対派が武力に訴えて、仲麻呂自身に危害を加えようとするであろうことは、仲麻呂本人の目にも明らかかな状況となってしまうた。

古麻呂が奈良麻呂派の一人として暗躍するのは、ちょうどこのころのことである。

去六月、右大弁巨勢朝臣堺麻呂密奏。為問「薬方」、詣「答本忠節宅」。忠節因語云、大伴古麻呂告「小野東人」云、有「人欲」却「内相」。汝従乎。東人答云、従「命」。忠節聞「斯語」、以告「右大臣」。大臣答云、大納言年少也。吾加「教誨」宜「莫」殺之⁴⁹。

古麻呂が小野東人を誘っており、彼自身が主体的に動いていることがうかがわれる。また、「内相を却さんと欲す」として紫微内相の仲麻呂に危害を加えることが明瞭に意図されており、仲麻呂を排除するのが目的であったこともわかる。この記事は、密告者である巨勢堺麻呂の官職が、六月十六日の人事異動より前の官職の右

大弁であることから、六月十六日以前における古麻呂のようすであることがわかる。六月九日に仲麻呂側から勅五条の措置が発令されたころ、古麻呂は反仲麻呂派の結集に積極的な役割を担っていたのである。

仲麻呂はこうした動きに対して、六月十六日の人事異動によって、武官を中心に自陣の勢力を再配置する手段に出る⁵⁰。この人事異動によって、参議の奈良麻呂は兵部卿の官職を奪われ、右大弁に移動させられた。また古麻呂は、陸奥鎮守將軍と陸奥按察使を兼任させられ、任地である陸奥国への赴任を強要された。この人事異動においては、奈良麻呂が正四位下相当の兵部卿から従四位上相当の右大弁に降格させられており、反仲麻呂派への左降人事とみられる点は、すでにこれまでの多くの研究で見解が一致している。そうした全体の性格付けの中で、古麻呂の陸奥鎮守將軍・陸奥按察使への任命も、陸奥国への追放として意義づけられてきた⁵¹。しかし、この古麻呂への任官については、慎重に考えておくべきように思われる。

武官人事の独占のためには、奈良麻呂を兵部卿からはずす必要があったが、反仲麻呂派首謀者とみられる奈良麻呂を地方へ追放する措置はとっていない。すでに古麻呂の反仲麻呂派への関与がわかっているの人事と思われる点は首肯できるが、古麻呂を陸奥へ送ることの意味は、追放という評価でよいのかどうか、再考の余地がある。古麻呂に対しては、左大弁の職はそのままの兼官であったことに意味があるのではないだろうか。降格人事である奈良麻呂への処遇と、兼官である古麻呂への処遇では、仲麻呂の配慮に温度差があるように感じられる。

仲麻呂にとつては、奈良麻呂を中心とした敵対勢力との対決が近づきつつあったことは意識していたはずで、その段階における古麻呂へのこの処遇を考えるならば、これは左降や追放なのではなく、間近に迫っている政変の現場から遠ざけることを意図したものとみることができるとはならないだろうか。そのように考えれば、武

力衝突によって敵対勢力の主力を一掃することができた後には、古麻呂を中央へ呼び戻して政権内に登用する余地が残されていると言えるだろう。まったくそのような可能性を作り出していない奈良麻呂の異動と、こうした可能性のある古麻呂への兼官は、これまで古麻呂を評価してきた仲麻呂にとっての、古麻呂への配慮であると考えられる。

小野東人によって謀反への負担を誘われた上道斐太都が、東人の意図とは裏腹に密告に及び、その密告によって奈良麻呂派の計画が明らかになってしまったが、その計画では、古麻呂は陸奥国への赴任の途上で不破関を塞ぐ役割であったことが知られる³²。しかし、実際には、謀反決行の予定日だった七月一日夜を過ぎてても、奈良麻呂たちは決起できないでいた。古麻呂もまだ京内に滞在していたとみられる。七月三日には、それまでの密告によって謀反計画関係者として名の挙がった五名が、光明皇太后のもとに喚ばれているが³³、古麻呂も五名のうちの一人として参上し、光明皇太后の恩詔に謝している。人事異動における仲麻呂の配慮はまったく古麻呂に届くことなく、古麻呂はまだ都の中で暗躍を続けていたのである。

七月三日には、上道斐太都からの密告によって小野東人が捕らえられ、彼への勘問が行われていたが、謀反計画の詳細は明らかにはならなかった³⁴。その翌日、首謀者の徹底的な弾圧に乗り出した仲麻呂は、東人への窮問の度を強め³⁵、これによって東人の自白を引き出し、謀反計画の全貌が明らかとなった³⁶。古麻呂はすでに召し出されて捕らえられ、拷問のうちに亡くなった³⁷。これまで古麻呂を評価してきた仲麻呂も、事件の最終局面では、彼の配慮を活かさなかった古麻呂に猶予を与えることはなかった。

仲麻呂が高く評価していたはずの古麻呂は、橘奈良麻呂の変の後にはいなくなっていたが、大伴家持がかわって右中弁として弁官に入る形で、政権への参画が継続して続いた。仲麻呂が権力を集中させてきた過程で、政治

的対立が複雑な様相を呈していたが、仲麻呂の構想の中で、それまで高く評価されていた古麻呂がいつ排除されたのかを読み取ることは難しい。これまで考察を加えてきた一連の過程からみると、仲麻呂は、本来ならば、この家持の役割のような反対派一掃後の大伴氏内での中心的役割を、古麻呂に任せるべく政権構想を描いていたのではないだろうか。もちろん、仲麻呂自身もその可能性がじょじょに実際には難しい状況となっていくことを感じ取ってはいたかもしれないが、少なくとも六月十六日の人事の時点での評価としては、まだ古麻呂への期待を捨ててはいなかったように思われるのである。

おわりに

大伴古麻呂が、謀反へ積極的に関わりを持つていったのは、橘奈良麻呂を中心とした勢力と藤原仲麻呂勢力との対決の最終局面になってからであった。それ以前にはむしろ、古麻呂は奈良麻呂から誘いかけられた計画に対して、「汝、君を立つと雖も、人あに従ふべけんや」と言つて同調しなかつたのである。また、道祖王麿太子後の新皇太子に誰を選ぶかという諮問にも、池田王を推挙した点からみても、それ以前から一貫して黄文王を擁立しようとしていた奈良麻呂とは意見を異にしている。当初は奈良麻呂とは違った路線をとっていた古麻呂が、一族の古慈斐への弾圧や、大炊王立太子の際の仲麻呂の横暴を目の当たりにして、反仲麻呂連合へ急激に傾倒していったとみるべきであろう。もちろん、それ以前から自身の意志として仲麻呂派を自認するようなことはなかつたかもしれないが、仲麻呂の側から古麻呂を敵視することもなかつたであろう。しかし、仲麻呂の見込み通りには古麻呂は動いてはくれなかつたのである。いったん奈良麻呂と共闘すると決めたあとの古

麻呂の行動力は、在唐中の新羅との席次争いの一件や、鑑真を強引に乗船させた件などから推して、かたくななまでに揺るぎない意志をもつて、反仲麻呂の謀略を貫こうとしたかと思われる。

本稿では、大伴古麻呂の動向について、大伴氏内部における家持との関係や、反仲麻呂勢力の中心的人物である橘奈良麻呂との関係、それに専権確立へ向けてさまざまな策謀を施す藤原仲麻呂との関係という、三つの要素について再検討を試みた。従来の研究においては、古麻呂は当初から反仲麻呂勢力の有力メンバーとして数えられてきていたが、本稿では、そのような見方は成立しがたいこと、また仲麻呂の側でも古麻呂の能力を高く評価していたと考えられることなどを明らかにし、天平勝宝年間を中心とした藤原仲麻呂政権確立期の政治史について新たな見解を提示した。これまでの研究で関連するものは数多いが、最低限の言及にとどめることとなった点については、筆者の能力によるものであることをお断りし、大方のご批正をお願いしたい。

註

- (1) 『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）正月丙寅条。
- (2) 『唐大和上東征伝』。
- (3) 『万葉集』巻四、「大宰大監大伴宿祢百代等贈駅使歌二首」（五六六・五六七）の左註。
- (4) 『続日本紀』天平十七年（七四五）正月乙丑条。
- (5) 野村忠夫『律令官人制の研究』第二篇第三章「内・外位制と内・外階制」（吉川弘文館、一九六七年六月）。
- (6) 『続日本紀』天平十七年（七四五）正月乙丑条。
- (7) 『続日本紀』天平九年（七三七）九月己亥条。
- (8) 北山茂夫『大伴家持』第五章（平凡社、一九七一年九月）。
- (9) 『続日本紀』天平勝宝二年（七五〇）九月己酉条。

- (10) 蔵中進『唐大和上東征伝の研究』（桜楓社、一九七六年七月）。なお、蔵中氏は青木和夫氏によって指摘された古麻呂にとって二度目の渡唐であること（青木和夫『奈良の都』日本の歴史3、中央公論社、一九六五年四月）などを根拠に、戒師招請の任務を与えられたことを想定した。近年、王勇氏が古麻呂が二度渡唐したとする説を批判しており（王勇『唐から見た遣唐使』講談社、一九九八年）、その考え方も成り立ちうるが、たとえ初めての渡唐であっても、帰国後の写経への関与などからみて、古麻呂が仏教に造詣が深かったとみることができる。
- (11) 『続日本紀』天平勝宝三年（七五一）十一月丙戌条。
- (12) 東野治之『唐の文人蕭穎士の招請と天平勝宝の遣唐使』（『小島憲之博士古稀記念論文集 古典学藻』、塙書房、一九八二年十一月、のち東野『遣唐使と正倉院』、岩波書店、一九九二年七月）。
- (13) 木本好信『大伴旅人・家持とその時代』第二章第一節「橘諸兄政権の実体」（桜楓社、一九九三年二月）。
- (14) 『続日本紀』天平勝宝四年（七五二）閏三月丙辰条。
- (15) 岸俊男『藤原仲麻呂』（吉川弘文館、一九六九年三月）。
- (16) 『唐大和上東征伝』。
- (17) 『唐大和上東征伝』。
- (18) 『万葉集』卷十九、四二六二。
- (19) 木本好信前掲註（13）論文、木本『奈良時代の人びとと政争』第二章第二節「橘奈良麻呂の変」（おうふう、二〇〇三年九月）。
- (20) 木本好信『大原今城と家持・稻君』（『米沢史学』四、一九八八年三月、のち木本『大伴旅人・家持とその時代』、前掲註（13））。
- (21) 『続日本紀』天平宝字元年（七五七）七月庚戌条。
- (22) 木本好信『橘家使者田辺福麻呂の訪越について』（『駒沢史学』三六、一九八七年三月、のち木本『大伴旅人・家持とその時代』、前掲註（13））。
- (23) 『続日本紀』天平宝字元年（七五七）七月庚戌条。
- (24) 『万葉集』卷十九、四二六九、四二七二。
- (25) 『万葉集』卷十九、四二六八。

- (26) 木本好信「橘諸兄と奈良麻呂の変」、『日本史学集録』一四、一九九二年三月、のち木本『奈良時代の人びとと政争』、おつふう、二〇〇三年九月。
- (27) 木本好信前掲註(26) 論文。
- (28) 直木孝次郎「大伴家持の喻族歌と無常歌」(伊藤博・稲岡耕二編『万葉集を学ぶ』八、有斐閣、一九七八年十二月、のち直木『夜の船出』、塙書房、一九八五年六月)。
- (29) 『万葉集』卷十九、四二六二・四二六三。
- (30) 木本好信前掲註(13) 論文。
- (31) 木本好信前掲註(20) 論文。
- (32) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 七月庚戌条。
- (33) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 正月乙卯条。
- (34) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 七月庚戌条。
- (35) 『続日本紀』天平勝宝八歳(七五六) 五月乙卯条。
- (36) 『続日本紀』天平勝宝八歳(七五六) 五月癸亥条。
- (37) 林陸朗『光明皇后』(吉川弘文館、一九六一年十二月)。
- (38) 『万葉集』卷二十、四四六五。
- (39) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 正月乙卯条。
- (40) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 三月丁丑条。
- (41) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 四月辛巳条。
- (42) 倉本一宏『奈良朝の政変劇』(吉川弘文館、一九九八年十二月)。
- (43) ただし、五月十日に処分を受けた古慈斐の一件によって、古麻呂が仲麻呂に反感を持ちつつあった可能性はある。奈良麻呂とは別の立場から、反仲麻呂の考えを持っていた可能性はあるだろう。
- (44) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 七月庚戌条。
- (45) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 七月戊申条。
- (46) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七) 七月己酉条。

- (47) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）五月丁卯条。
(48) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）六月乙酉条。
(49) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）七月戊申条。
(50) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）六月壬辰条。
(51) 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』、第一、第三章「中衛府と仲麻呂政権」（東京大学出版会、一九八五年四月）、倉本一宏前掲註（42）著書。
(52) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）七月戊申条。
(53) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）七月己酉条。
(54) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）七月己酉条。
(55) 七月三日の小野東人らへの勸問は、藤原豊成や藤原永手らが行ったが、四日には豊成は担当からはずされており、
 總便に事を収めようとする豊成が仲麻呂らによって排除された可能性が高い。
(56) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）七月庚戌条。
(57) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）七月庚戌条。
(58) 『続日本紀』 天平宝字元年（七五七）七月庚戌条。

（史学科 助教授）